

○総務省告示第百八十八号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和二年六月十日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 後

[第1～第5 略]

別表第1 設備等基準

項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネ ッ ト ワ ー ク

第1. 設備基準

1. 一般基準

[(1)～(8) 略]

(9) ソフトウェアの信頼性向上対策	[ア～ケ 略]					
	コ 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、復元できるよう複数世代のものを保管すること。	◎	—	—	—	—
	サ 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、ソフトウェア不具合等により電気通信役務の提供が停止することがないよう、当該ソフトウェアの導入・更新時は十分な検証を行い、その信頼性を確保すること。	◎	—	—	—	—

[(10)・(11) 略]

各 出 前

[第1～第5 同左]

別表第1 設備等基準

項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネ ッ ト ワ ー ク

第1. 設備基準

1. 一般基準

[(1)～(8) 同左]

(9) ソフトウェアの信頼性向上対策	[ア～ケ 同左]					
	コ 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、復元できるよう複数世代のものを保管すること。	◎	—	—	—	—

[(10)・(11) 同左]

(12)	[ア～オ 略]					
応急復旧対策	カ 他の伝送設備の障害時に、通信の疎通が著しく困難となった場合には、予備の設備等により臨時的電気通信回線の設定が可能であること。	○	－	－	○	－
	キ 台風等により災害が発生するおそれがある場合は、当該災害の発生に備え、被害が想定される電気通信設備に関し、応急復旧用ケーブルの事前配備等の応急復旧対策をあらかじめ講ずること。	○	－	－	○	－
[(13)～(15) 略]						

[2.・3. 略]

4. 電源設備

[(1)～(6) 略]						
(7)	[ア～オ 略]					
停電対策	カ 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が少なくとも24時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が24時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。	◎*	－	－	－	－

(12)	[ア～オ 同左]					
応急復旧対策	カ 他の伝送設備の障害時に、通信の疎通が著しく困難となった場合には、予備の設備等により臨時的電気通信回線の設定が可能であること。	○	－	－	○	－
[(13)～(15) 同左]						

[2.・3. 同左]

4. 電源設備

[(1)～(6) 同左]						
(7)	[ア～オ 同左]					
停電対策	カ 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。	◎	－	－	－	－

<p>キ 人の生命及び身体の安全の確保のために必要な通信を確保するため、災害拠点病院に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が少なくとも24時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が24時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p>	○	-	-	-	-
<p>ク 防災上必要な通信を確保するため、大規模な災害の対策の拠点として機能する都道府県庁の用に供する主たる庁舎に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が少なくとも72時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が72時間にわたり停止した場合であっても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。</p>	○	-	-	-	-

ケ 防災上必要な通信を確保するため、離島に所在する市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が少なくとも72時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が72時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。

○	-	-	-	-
---	---	---	---	---

[第2. 略]

[注1～3 略]

別表第2 管理基準

項目	対策	実施指針				
		電気 通信 回線 設備 事業 用 ネッ ト ワー ク	特定 回線 非設 置事 業用 ネッ ト ワー ク	その 他の 電気 通信 事業 用 ネッ ト ワー ク	自 営 情 報 通 信 ネッ ト ワー ク	ユ ー ザ ネッ ト ワー ク

[第1.・第2. 略]

第3. 方法

1. 平常時の取組

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[第2. 同左]

[注1～3 同左]

別表第2 管理基準

項目	対策	実施指針				
		電気 通信 回線 設備 事業 用 ネッ ト ワー ク	特定 回線 非設 置事 業用 ネッ ト ワー ク	その 他の 電気 通信 事業 用 ネッ ト ワー ク	自 営 情 報 通 信 ネッ ト ワー ク	ユ ー ザ ネッ ト ワー ク

[第1.・第2. 同左]

第3. 方法

1. 平常時の取組

[(1)・(2) 略]						
(3) 設計	[ア～タ 略]					
	チ 重要な回線については、異なる2者以上の電気通信事業者から提供を受ける等により、信頼性の向上を図ること。	-	-	-	○	○
	ツ 電気通信事業者が当該電気通信事業者以外の者が提供する設備を利用して電気通信役務を提供する際には、当該設備を利用する電気通信事業者自らが、電気通信設備として必要とされる技術基準を満たしていることを確認すること。	◎	-	-	-	-
[(4)～(13) 略]						
[2.・3. 略]						

[注 略]

[(1)・(2) 同左]						
(3) 設計	[ア～タ 同左]					
	チ 重要な回線については、異なる2者以上の電気通信事業者から提供を受ける等により、信頼性の向上を図ること。	-	-	-	○	○
	ツ 電気通信事業者が当該電気通信事業者以外の者が提供する設備を利用して電気通信役務を提供する際には、当該設備を利用する電気通信事業者自らが、電気通信設備として必要とされる技術基準を満たしていることを確認すること。	◎	-	-	-	-
[(4)～(13) 同左]						
[2.・3. 同左]						

[注 同左]

備考 表中の [] の記載は社記による。